

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公表番号】特表2001-503739(P2001-503739A)

【公表日】平成13年3月21日(2001.3.21)

【出願番号】特願平10-514928

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 33/00

A 6 1 K 9/14

A 6 1 K 31/65

A 6 1 K 31/7036

A 6 1 K 31/7048

A 6 1 K 45/08

A 6 1 P 41/00

【F I】

A 6 1 K 33/00

A 6 1 K 9/14

A 6 1 K 31/65

A 6 1 K 31/7036

A 6 1 K 31/7048

A 6 1 K 45/08

A 6 1 P 41/00

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月29日(2004.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 繕 補 正 書

卷之三

平成16年 6月29日

## 特許序長官殿

## 1. 事件の表示

平成10年特許願第514928号

## 2. 補正をする者

### 事件との関係 特許出願人

名称 ユーエスバイオマテリアルズ コーポレイション

### 3. 代 理 人

居 所 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
新 大 手 町 ビ ル デ ン グ 3 3 1  
電 話 (3 2 1 1) 3 6 5 1 (代表)  
氏 名 (6 6 6 9) 浅 村 皓 告

卷之十  
四

#### 4. 補正により増加する請求項の数 2

## 5. 補正対象書類名

## 請求の範囲

## 6. 補正対象項目名

## 請求の範囲

## 7. 補正の内容

### 別紙のとおり

1882-1883

A circular stamp with the text "特許庁" at the top, "16.6.30" in the center, and "出願支援課 金井" written across the bottom.

### 請求の範囲

1. 生物活性ガラスの粒子と、少なくとも一種類の局所的抗生物質とを含む、傷及び火傷を治癒するための組成物において、前記生物活性ガラスが重量%で次の組成：

S i O <sub>2</sub>	4 0 - 6 0
C a O	1 0 - 3 0
N a <sub>2</sub> O	1 0 - 3 5
P <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	2 - 8
C a F <sub>2</sub>	0 - 2 5
B <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	0 - 1 0
K <sub>2</sub> O	0 - 8
M g O	0 - 5

を有し、粒径範囲が 9 0  $\mu$  より小さい、傷及び火傷治癒用組成物。

2. 第一室内にある局所的抗生物質と、第二室内にある粒状生物活性ガラスと、該局所的抗生物質及び該粒状生物活性ガラスを混合するための混合手段とを有する傷又は火傷処置装置。

3. 前記傷又は火傷処置装置が、多室注射器である、請求項 2 に記載の装置。

4. 前記生物活性ガラスが 1 0  $\mu$  より小さな粒径範囲を有する、請求項 1 に記載の組成物。

5. 前記生物活性ガラスが 2  $\mu$  より小さな粒径範囲を有する、請求項 1 に記載の組成物。

6. 前記局所的抗生物質が、クロラムフェニコール、クロルテトラサイクリン、クリンダマイシン、クリオキノール、エリスロマイシン、フラマイセチン、グラミシジン、フシジン酸、ゲンタマイシン、マフェニド、ムピロイシン、ネオマイシン、ポリミキシンB、バシトラシン、銀スルファジアジン、テトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、又はそれらの組合せである、請求項 1 に記載の組成物。

7. 更に、医薬的に許容可能なキャリヤーを含む、請求項 1 に記載の組成物。

8. 医薬的に許容可能なキャリヤーが、軟膏、ゲル、白色ワセリン、軽質鉱油、又はそれらの混合物である、請求項 7 に記載の組成物。

9. 傷を治癒するのに効果的な量の粒状生物活性ガラス及び局所的抗生物質を、傷と接触させて傷中にナトリウムを放出させることにより、傷及び火傷を処置するための請求項1の組成物。

10. 粒状生物活性ガラスを含む、皮膚移植片を処理するための組成物。
11. 更に、局所的抗生物質を含む、請求項10に記載の組成物。
12. 傷又は火傷を治癒するのに効果的な量の粒状生物活性ガラスと傷又は火傷と接触させて傷中にナトリウムを放出させることにより、傷又は火傷を治癒するための請求項1の組成物。
13. 包帯、局所的抗生物質、及び粒状生物活性ガラスを含む傷又は火傷手当用品。
14. 包帯が木綿、ガーゼ、ガラス纖維、又は合成材料である、請求項13に記載の傷又は火傷手当用品。
15. ガラス纖維が生物活性ガラスから作られている、請求項14に記載の傷又は火傷手当用品。
16. 生物活性ガラスの粒子と、少なくとも一種類の局所的抗生物質とを含む、傷及び火傷を治癒するための組成物。
17. 粒状生物活性ガラスを含む組成物で処理した、皮膚移植片。
18. 更に、局所的抗生物質を含む前記組成物で処理した、請求項17に記載の皮膚移植片。